

岩手県告示第282号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 大船渡市盛町字木町、字権現堂及び字町
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年2月25日から同年9月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（震災復興型登記所備付地図作成作業）